

東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活
環境等の保全との調和に関する条例（案）

解説集

～解説集について～

解説集は、より多くの方にこの条例で守らなければならないことや基本的な考え方を理解してもらおうとともに、皆が同じ認識で取り組むことで、この条例の目的を達成するために作成するものです。

そこで、この解説集を読んでいただくうえでの見方について紹介します。

- 1 条文のまとまりごとに中表紙を加え、書かれている内容を紹介しています。
- 2 構成は次のとおりとなっています。原則1条文につき1ページとしていますが、より深く理解していただきたい条文や、まとめてみていただいた方が理解していただきやすい条文については、複数ページでの解説や複数条文をまとめて解説しています。

～この解説の構成～

【第〇条】

(〇〇)

〇〇〇……

条文がそのまま書かれています。

< 解 説 >

条文の趣旨（主に書かれている内容）や、より理解していただくための補足事項が書かれています。

目次

条例制定の理由	4
総則	5
第1条 目的	6
第2条 定義	7
町・事業者・町民が実施することや手続き	8
第3条 適用事業	9
第4条 事業抑制区域	10
第5条 事業抑制の依頼	12
第6条 意見聴取等	13
第7条 事業計画の調整	14
第8条 事業計画の提出	15
第9条 工事の届け出	17
第10条 現場の確認	18
第11条 標識の設置	19
第12条 関係書類の閲覧	20
調査、違反に関すること、その他	21
第13条 報告及び立入調査等	22
第14条 指導、助言又は勧告	23
第15条 違反事実の公表等	24
第16条 委任	25
附 則	26

条例制定の理由

国の施策により再生可能エネルギー発電の導入が進む一方で、東栄町内においても近年、再生可能エネルギー発電設備に対する町民の関心が高く、生活環境の悪化や自然環境への影響などを心配する声が多く寄せられています。

このようなことから、再生可能エネルギー発電事業が、町民の安心・安全を確保しながら進められるよう電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）及び、国の定めるガイドライン等に従って、条例を制定するものです。

総則

第1条、第2条では、この条例の目的、言葉の定義など、条例全般に関わることについて定めています。

【第1条】

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー源を利用した発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等が自然環境及び生活環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の設置と東栄町の豊かで美しい自然環境の恵みを享受した安心して暮らすことのできる生活環境の保全との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的とする。

< 解 説 >

第1条では、この条例の「目的」を定めています。

近年、環境負荷の低減を図るため、再生可能エネルギーの導入推進が国策として進められていますが、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が予想されます。そこで、東栄町に暮らす私たちが、豊かで美しい自然環境のもと、皆が安心して暮らし続けられる環境の保全と、再生可能エネルギーとの調和を図ることで、人と自然が共生する地域社会の確保を目指すものとなっています。

【第2条】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第4項に規定するエネルギー源をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 事業計画 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「再エネ特措法改正法」という。）附則第4条第2項（再エネ特措法改正法附則第5条第4項及び第6条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する再エネ特措法第9条第2項各号に掲げる事項を記載した書類をいう。
- (4) 事業 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工、保守点検及び維持管理並びに撤去及び処分をいう。
- (5) 事業者 事業計画を作成しようとする者、再エネ特措法第9条第3項の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者又は再エネ特措法改正法附則第4条第1項、第5条第3項若しくは第6条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる者をいう。
- (6) 工事施行者 事業に関する工事を施行する者をいう。
- (7) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (8) 周辺区域 事業区域の境界から100メートル以内の区域をいう。
- (9) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (10) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又はその土地に立地する建築物の所有者、周辺区域に居住する住民及び事業区域又は周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体をいう。

< 解説 >

第2条では、この条例で使用する用語を定義しています。

町・事業者・町民が 実施することや手続き

この第3条から第12条では、町内で再生可能エネルギーをエネルギー源とする発電設備設置事業をしようとする場合に、事業者等が行う手続き等を定めています。

【第3条】

(適用事業)

第3条 この条例の規定は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備設置事業は、この限りでない。

- (1) 再生可能エネルギーをエネルギー源とする発電設備のうち、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業
- (2) その他町長が定める再生可能エネルギー発電設備

< 解説 >

第3条では、この条例を適用する事業を定義しています。

この条例を適用する事業は、再エネ特措法第2条第4項の規定による、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を利用してできた電気を、電気事業者に供給する事業です。

ただし、家屋等の屋根又は屋上に設置する太陽光発電設備は、地上に架台を設置する場合と比較して、配慮すべき事項や問題が顕在化しておらずかつ、建物解体に併せて撤去されることが想定できるため、適用事業としていません。

【第4条】

(事業抑制区域)

第4条 町長は、次の各号に掲げる町内の区域について、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 自然環境が良好であり、かつ、特色ある景観を保全する必要があると認められる区域
- (2) 歴史的又は文化的な特色を有する景観を保全する必要があると認められる区域
- (3) 災害の危険性が高く、再生可能エネルギー発電設備の設置又は山林の伐採、盛土若しくは切土等の造成工事を制限する必要があると認められる区域
- (4) 農林水産業の生産活動が営まれる区域であって、農地又は山林として保全する必要があると認められる区域
- (5) 生活環境を保全する必要があると認められる区域
- (6) その他町長が必要と認める区域

2 町長は、前項の規定により事業抑制区域の指定を行ったときは、その旨を告示するものとし、当該事業抑制区域の指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、事業抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による事業抑制区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「次項」と、「指定」とあるのは「変更又はその指定の解除」と読み替えるものとする。

< 解 説 >

第4条では、事業を行うにあたって、法令等で規制されている区域や事業の抑制を図る必要がある区域等を定めています。

(1)法令等に基づく規制区域

国定公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法第20条第1項及び第21条第1項) ※天竜奥三河国定公園、振草溪谷県立自然公園
砂防指定地(砂防法第2条)
地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項、同法第9条第1項)
急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
河川区域及び河川保全区域(河川法第6条第1項及び第54条第1項)

保安林の土地の区域(森林法第 25 条及び第 25 条の 2)
特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項)
鳥獣保護区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項)
洪水浸水想定区域 (水防法第 14 条第 1 項)
農業振興地域内の農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項)
国指定史跡名勝天然記念物の指定地 (文化財保護法第 109 条第 1 項) 国登録有形文化財 (建造物) (文化財保護法第 57 条第 1 項)

(2) 事業の実施の抑制を図る必要がある区域

土石流危険溪流、土石流危険区域 (土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領 (平成 11 年 4 月建設省河川局砂防部))
急傾斜地崩壊危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 (平成 11 年 11 月建設省河川局砂防部))
地すべり危険箇所 (地すべり危険箇所調査要領 (平成 8 年 10 月建設省河川局砂防部))
崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、山腹崩壊危険地区 (山地災害危険地区調査要領 (平成 18 年 7 月林野庁))
水害危険情報図 (地域の水害危険性の周知に関するガイドライン (平成 30 年 12 月国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課))

【第5条】

(事業抑制の依頼)

第5条 町長は、事業者が、事業抑制区域において事業を実施しようとしていると知ったときは、当該事業の実施の抑制を依頼することができる。

2 事業者は、前項の規定による依頼があったときは、依頼のあった日から起算して30日以内に、事業を実施するかどうかについて文書で町長に回答しなければならない。

< 解 説 >

第5条では、本条例の目的である人と自然が共生する豊かな地域社会の確保であることから、第4条の事業抑制区域内で事業を行おうとしている事業者に対して、抑制区域内での事業の実施を抑制するように依頼ができることを定めています。

事業者は、事業抑制の依頼があった場合に、事業を行うかどうかについて30日以内に回答する必要があります。

【第6条】

(意見聴取等)

第6条 事業者は、事業を実施しようとする場合、次条第1項に規定する事業計画の調整を行う前に、東栄町環境保全条例第20条から第30条に基づく手続きを行い、当該事業計画の内容について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 前項の手続きを行うに当たっては、事業者は、次条第1項及び第2項の各号に定める事項を提示しなければならない。

< 解 説 >

第6条1項では、事業者が、長期にわたり安定的な運営を行うためには、地域との関係構築のために事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努める必要があるため、環境保全条例の第20条から第30条に基づく手続きを行い、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることを定めています。

第6条2項では、事業者による土地開発行為等において、適切な措置を行うために必要な事項を同条1項の手続を行うにあたって提示することを定めています。

【第7条】

(事業計画の調整)

第7条 事業者は、第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするときは、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする前に、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより当該事業計画に盛り込むよう町長と調整しなければならない。

- (1) 事業の概要
- (2) 事業区域の位置及び範囲
- (3) 事業区域及びその周辺区域における環境調査の内容
- (4) 事業に係る設計における配慮事項
- (5) 事業に係る施工における配慮事項
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持管理に関する事項
- (7) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に関する事項
- (8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画
- (9) 生活環境の保全のための措置
- (10) 景観保全のための措置
- (11) その他町長が必要と認める事項

2 事業者は、事業区域に事業抑制区域を含む事業について事業計画を作成しようとするときは、前項の規定による町長との調整において、同項に規定する事項に加えて、次に掲げる事項（当該事業計画に係る事業によって影響が生じるものに限る。）について、当該事業計画に盛り込むよう町長と調整しなければならない。

- (1) 想定される影響
- (2) 想定される影響への対策

3 事業者は、事業計画の内容について町長との調整を終えたときは、当該事業計画に、規則で定める書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定により提出された事業計画について、適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に通知するものとする。

5 事業者は、前項の規定による通知を受けた日から次条第1項の規定による届出の日までの間において事業計画を変更するときは、事業計画のうち変更のある書類をあらかじめ町長に提出しなければならない。

< 解 説 >

第7条では、適切な措置を行わないことで土砂の流出や、周辺景観への配慮による設計変更などの問題が予測されることから、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮するとともに、地域住民の住環境への影響がないように考慮することが必要であるため、事業者が行う認定申請前に町と調整することを定めています。

【第8条】

(事業計画の届出)

第8条 事業者は、第6条及び前条第1項から第3項までの規定による調整を経た事業計画について、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしたとき又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業者は、再エネ特措法第9条第3項の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを町長に提出しなければならない。

3 前項の規定により認定通知書の写しを町長に提出した事業者は、事業計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、規則で定めるところにより住民説明会を開催し、当該事業について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

5 前条の規定は、前項の規定による届出に、同条第1項から第3項までの規定により調整した内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするとき	次条第4項の規定による届出に、この項から第3項までの規定により調整した内容が含まれるとき
	第9条第1項	第10条第1項
	認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする前	変更に係る認定の申請又は第9条の規定による工事の届出の前のいずれか早いとき
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項
第2項	前項の規定による	次条第5項の規定により読み替えて準用する前項の規定による
	同項に規定する事項	同項に規定する事項のうち変更する事項

	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項
6 前項前段の規定にかかわらず、規則で定める変更の場合は、事業者は、町長との調整を省略することができる。		

< 解 説 >

第8条では、事業者が、長期にわたり安定的な運営を行うためには、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められるため、再エネ特措法第9条第3項の規定による認定の通知を受けた後、工事に着手するまでの間に住民説明会を行うものと定めています。

また、認定申請内容の変更があった場合も同様に、住民説明会を行うものと定めています。

【第9条】

(工事の届け出)

第9条 事業者は、前条第1項の規定により事業計画を届け出た後、事業のうち、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その都度、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を廃止し、若しくは2月以上中断しようとするとき又は中断した工事を再開したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、災害又は非常の事態の発生により、工事を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態となったときに速やかに届け出なければならない。

< 解説 >

第9条では、発電設備に異常が発見された場合、速やかに対応するとともに、公衆安全に影響がないように適切に対処することが必要であることや、工事完了後から維持管理に関する事項が開始されることから、工事着手又は完了したときにその旨を町長に届け出ることを定めています。

【第10条】

(現場の確認)

第10条 町長は、前条に規定する届出があったときは、町職員等のうちから町長が指名する者（以下「監視員」という。）に現場を確認させるものとする。

2 事業者は、前項の規定による現場の確認に協力しなければならない。

< 解説 >

第10条では、設置工事に伴う資材や廃棄物等による周辺への影響がないように、事業の適切な実施状況の確認のため、現場の確認に協力を求めることができるよう定めています。

【第 11 条】

(標識の設置)

第 11 条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備について、規則で定める標識を再生可能エネルギー発電設備の外部又は事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。

2 前項の規定により標識を設置する期間は、第 7 条第 4 項の規定による通知があったときから事業が完了するまでの間とする。

< 解 説 >

第 11 条は、発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合、発電設備についての管理責任を負う者が不明であると危険な状態への速やかな対応ができないおそれがあるため、当該事業に係る情報を掲示しその管理責任を負うべき発電事業者の所在を明らかにし、町民や町が緊急時に速やかに連絡を取れるようにすることができるように標識の掲示を義務付けるものです。

また、標識を設置する期間は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うものとしています。

【第12条】

(関係書類の閲覧)

第12条 町長は、第7条の規定による事業計画の調整を完了したときから当該事業計画に基づく事業が完了するまでの間、第5条から第9条まで及び次条の規定に基づき事業者から町に提出された書類（以下「関係書類」という。）を、閲覧に供することができる。

2 関係書類を閲覧しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ町長に申し出なければならない。

< 解説 >

第12条では、適切な設計・施工が行われたことを証明するために、事業者から町に提出された書類を閲覧できるように定めています。

調査、違反に関すること、その他

第 13 条から第 16 条では、立入調査や違反した場合についての対応、その他に関することを定めています。

【第13条】

(報告及び立入調査等)

第13条 町長は、第8条の規定による届出のあった事業計画に従って事業が履行されているかどうかを確認するために、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の保守点検の実施状況
- (2) 生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に係る費用の準備状況
- (4) その他町長が定めた事項

2 町長は、前項の規定による確認のため、監視員に当該事業に係る事業区域に立ち入らせ、若しくは当該事業に関する事項について調査させ、又は事業者及び工事施行者（以下「関係者」という。）に意見を聴くことができるほか、必要があると認めるときは、事業者に対し同項の報告に関する詳細な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 監視員は、前項の規定により立入調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

< 解説 >

第13条では、維持管理の状況、災害時及び廃止時の措置の状況等の確認のため、事業者に対し報告を求めたり、事業区域に立ち入り、調査又は関係者に質問ができるものと定めています。

【第14条】

(指導、助言又は勧告)

第14条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条及び第7条第1項から第3項に規定する手続を経ずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をした者
- (2) 第6条又は第8条第3項に規定する住民説明会を開催しない者
- (3) 第8条第1項及び第4項の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による提出をせずに工事に着工した者
- (4) 虚偽の届出をした者
- (5) 前条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 正当な理由がなく、前項の規定による指導又は助言に従わなかった者

< 解説 >

第14条は、事業者、管理者に対し、指導又は助言等ができるように定めています。

【第 15 条】

(違反事実の公表等)

第 15 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び当該勧告の内容について、経済産業省に報告するとともに、公表することができる。ただし、経済産業省への報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

< 解 説 >

第 15 条では、14 条の規定によって、事業者、管理者に対し、指導又は助言できることとしているが、正当な理由なく、それに従わず勧告にも従わない場合に、経済産業省へ報告を行うとともに、氏名等を公表することで、ペナルティーを与えることができるものと定めています。

【第16条】

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

< 解説 >

第16条では、この条例を運用するにあたっての細かな約束事は、別に定める規則に書いておくことを定めています。

附 則

附則では、施行期日、適用区分、経過措置について定めています。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

< 解説 >

附則第1項では、施行日について定めています。

(適用区分)

- 2 この条例の規定（次項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業者が行う事業のうち、第3条に規定する適用事業に該当する事業に適用する。

< 解説 >

附則第2項では、本条例の適用区分について定めています。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日までに、第3条に規定する適用事業に相当する事業に係る事業計画について、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしている事業者又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしている事業者は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続き等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。
- 4 この条例の施行の日までに、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしていない事業者であって、既に事業のうち施工に係る工事に着手している事業者は、第7条の規定による調整を経て、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするまでの間は、当該工事を中断するよう配慮するものとする。
- 5 この条例の施行の日までに、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手していない事業者は、第6条の規定による東栄町環境保全条例における手続及び第7条の規定による調整を経て、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするまでの間は、当該工事に着手しないよう配慮するものとする。

< 解説 >

本条例の施行日までに、認定申請又は事業計画を提出している事業者等に対して、本条例の趣旨にのっとり、手続等を行うよう求めることを定めています。